（訳文の添付）

第二条　法（第三章から第三章の三まで及び第百八十八条（金融商品取引業者等、指定親会社、金融商品仲介業者又は信用格付業者に係るものに限る。）に限る。次条において同じ。）、令（第四章から第四章の三までに限る。次条において同じ。）又はこの府令（次章第六節（特例業務届出者に係るものに限る。）及び第六節の二（第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に係るものを除く。）並びに第五章を除く。）の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等（第二百二十一条第一号に規定する役員会等をいう。）の議事録であって、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

（登録申請書の添付書類）

第九条　法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　［略］

二　法人であるときは、次に掲げる書類

イ　役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第百九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号、第二百四十二条の二第一項第二号、第三百二十九条第一項第二号、第三百三十二条各号、第三百四十一条第二号、第三百四十二条第一項第五号並びに第三百四十三条第一項第四号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第六節及び第六節の二を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

［ロ～ホ　略］

［三～十　略］

（人的構成の審査基準）

第十三条　法第二十九条の四第一項第一号ホ（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるかどうかの審査をするときは、登録申請者が次に掲げるいずれかの基準に該当するかどうかを審査するものとする。

［一～三　略］

（訳文の添付）

第二条　法（第三章から第三章の三まで及び第百八十八条（金融商品取引業者等、指定親会社、金融商品仲介業者又は信用格付業者に係るものに限る。）に限る。次条において同じ。）、令（第四章から第四章の三までに限る。次条において同じ。）又はこの府令（第二百三十六条、第二百三十八条の二、第二百三十九条から第二百四十一条まで、第二百四十二条から第二百四十三条まで、第二百四十六条の三、第二百四十六条の四、第二百四十六条の六（特例業務届出者に係るものに限る。）及び第五章を除く。）の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長（以下「金融庁長官等」という。）に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等（第二百二十一条第一号に規定する役員会等をいう。）の議事録であって、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもって足りるものとする。

（登録申請書の添付書類）

第九条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

イ　役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第十三条第一号、第二号及び第四号、第四十七条第一項第二号、第四十九条第一号、第二号及び第四号、第百九十九条第二号、第二百一条第九号、第二百二条第八号、第二百八条の二十第二号から第六号まで、第二百八条の二十二第二号ハ、第二百八条の三十一第一項第四号及び第二項第四号、第二百八条の三十二第二号、第二百三十八条の二第一項第一号、第二百四十一条第一項第五号及び第二項第一号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条第一項第四号、第二百四十二条の二第一項第二号、第三百二十九条第一項第二号、第三百三十二条各号、第三百四十一条第二号、第三百四十二条第一項第五号並びに第三百四十三条第一項第四号において同じ。）及び令第十五条の四に規定する使用人（第四十七条第一項第二号、第五十一条第一項第四号、第九十一条第一項第四号、第二百三十八条の二第一項第一号及び第二号、第二百三十九条第二項第三号、第二百四十一条第一項第六号並びに第二項第一号及び第二号、第二百四十一条の二第二号、第二百四十二条の二第一項第一号及び第二号、第二百四十二条第一項第三号及び第四号並びに第二百四十二条の二第一項第三号を除き、以下「重要な使用人」という。）の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）

［ロ～ホ　同上］

［三～十　同上］

（人的構成の審査基準）

第十三条　［同上］

［一～三　同上］